

令和5年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和5年第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和5年3月20日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時50分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和5年第2回（2月定例会）会議録の承認について

令和5年第3回（2月臨時会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第16号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第17号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第18号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第19号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第9 [議案第20号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第10 [議案第21号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第11 [議案第22号] 区域外就学に伴う事前協議について

日程第12 [議案第23号] 区域外就学に伴う事前協議について

日程第13 [議案第24号] 区域外就学に伴う事前協議について

日程第14 [議案第25号] 令和5年度就学援助の認定について

日程第15 [議案第26号] 学校医等の委嘱について

日程第16 [議案第27号] 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

日程第17 [議案第28号] 上天草市地域学校協働活動推進委員の解嘱及び委嘱について

日程第18 [議案第29号] 上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について

日程第19 [議案第30号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第20 [議案第31号] 上天草市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について

日程第21 [議案第32号] 上天草市教育委員会情報公開条例施行規則の制定について

日程第22 [議案第33号] 上天草市学校給食費補助金交付要綱の制定について

日程第23 [議案第34号] 上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第24 [議案第35号] 上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第25 [議案第36号] 上天草市立小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令の制定について

日程第26 [議案第37号] 令和5年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について

日程第27 [議案第38号] 上天草市人権教育・啓発基本計画の改定について

日程第28 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、辻本幸之助（委員）、岩崎宏保（委員）、藤田 慶（委員）

高倉利孝（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、宮崎真司（学務課長）、谷上健作（教育審議員）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、平井義郎（社会教育課長補佐）、渡辺龍也（学務係長）、井上照彩（学務課主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、藤田委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和5年第2回（2月定例会）及び令和5年第3回（2月臨時会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第2「令和5年第2回（2月定例会）及び令和5年第3回（2月臨時会）会議録の承認について」を議題といたします。皆様には、会議の案内と一緒に配布してりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（川本宜史君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回（2月定例会）及び第3回（2月臨時会）の教育委員会会議録については、承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 資料は議案書1ページをご覧ください。その中から3点報告いたします。まず1点目は、2月25日上天草市生涯学習発表会があり、3年度ぶりに作品展示の部の5団体の発表がありました。ステージの部は、演奏、ダンスの発表が4年ぶりの16団体の発表となりました。それぞれ久しぶりに一堂に会しての発表会となり参加者の皆さんも心待ちにしておられ、たいへんな喜びと笑顔の多い発表会となりました。皆さんにとって発表の場というのは、とても大事な場所であると感じたところです。2点目に、3月11日及び3月12日に、第51回天草パールラインマラソン大会が実施されました。第48回と第49回大会はコロナ禍によりまして中止となり、第50回の記念大会はオンラインによる大会となりました。皆さんが一堂に会しての大会は4年ぶりで、1700人余りの参加者が互いに挨拶を交わす姿がよく見受けられました。今回は、1日目は4.2kmのファミリーの部と仮装の部に1000

人程度の参加があり、それぞれ色とりどりに工夫された奇抜なアイデアの仮装がたくさんございました。また、その後、前夜祭でモノマネショー、トークショー、ランニング教室、そして最後は花火大会を行いました。たいへん賑やかで盛大に行われました。2日目は、ハーフマラソンに700人余りの参加でございました。ゴールするときの皆さんは、ほっとした顔つきあるいは、疲れ切った顔つきの皆さんでしたが、家族で応援しておられ、小さいお子さんが、パパ、ママと走り寄って抱きつく場面もあり、周りの皆さんも笑顔で和やかなひと時でございました。両日とも計画通り無事故で終了いたしました。最後に、教職員人事異動について、3月17日教育長内示、それから同日に校長内示があり、滞りなく実施され、3月20日に本人内示が行われました。選考考査の校長選考に2人立候補しまして、2人とも合格、教頭選考に4人立候補いたしまして、3人合格でございました。1人不合格でしたけれども、まだ、お若い先生ですので、これから期待されるところです。以上で教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第16号」、日程第6「議案第17号」、日程第7「議案第18号」、日程第8「議案第19号」、日程第9「議案第20号」、日程第10「議案第21号」、日程第11「議案第22号」、日程第12「議案第23号」、日程第13「議案第24号」、日程第14「議案第25号」及び日程第28 諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第16号」、「議案第17号」、「議案第18号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第21号」、「議案第22号」、「議案第23号」、「議案第24号」、「議案第25号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第16号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第16号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第16号から議案第25号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第15 議案第26号 学校医等の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第15。議案第26号「学校医等の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第26号「学校医等の委嘱について」。学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。13ページの令和5年度学校医・歯科医・薬剤師一覧をご覧ください。今回、変更があった学校については、マーカーが入っていますが、内科医の教良木小学校については、上天草総合病院の医師の異動によるものです。また、登立小学校、維和小学校、上小学校、中北小学校、松島中学校の薬剤師については、異動や退職に伴うもので、現時点で配置がされていない学校です。現在、薬剤師について、薬剤師会に派遣を依頼しているところで、

年度当初には配置できるよう進めているところです。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。12ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第26号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第27号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第16。議案第27号「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第27号「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。委嘱する者については、中村幸輝氏で詳細は記載のとおりです。任期については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。委員を紹介します。中村先生につきましては、現在、県のSSWとしてご活躍されており、昨年度に引き続き本市のいじめ問題アドバイザーとして、児童生徒のいじめ、不登校など、児童生徒が置かれた様々な環境や問題に働きかけを行っていただいているところです。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が、令和5年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第27号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 議案第28号 上天草市地域学校協働活動推進委員の解嘱及び委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第17。議案第28号「上天草市地域学校協働活動推進委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第28号「上天草市地域学校協働活動推進委員の解嘱及び委

嘱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第6条第2項第1号及び第5条の規定に基づき、次のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。解嘱する者につきましては、姫戸小学校区の橋本京子さんと教良木小学校区の山下秀幸さんでございます。委嘱する者につきましては、姫戸小学校区が竹本健朗さんで、教良木小学校区が田中真鶴さんでございます。竹本さんは、現在、姫戸中学校区も推進委員をされておりますので兼務となります。田中さんにつきましては新任で、週1回放課後に体育館を利用したレクリエーション活動を行う「わいわいクラブ」という団体の会長をされており、地域学校協働活動へも多数参加され、学校の各種行事等へ協力していただいております。任期につきましては、令和5年3月21日から令和6年3月31日までの前任者の残任期間となります。提案理由といたしましては、上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第6条第2項第1号の規定に基づき、辞任届の提出があった当該推進員を解嘱し、同要綱第5条の規定に基づき、当該学校区の学校長から推薦があった者に地域学校協働活動推進員を委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第28号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第18 議案第29号 上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第18。議案第29号「上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第29号「上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、1人目が上小学校区の植田幸子さんと再任でございます。2人目は大矢野中学校区の直江利佳さんと新任でございます。直江さんは、平成30年度から今年度まで、学校運営協議会委員として学校経営に協力をいただいております。現在、キャモンブックスの代表をされておられます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、当該学校区の地域学校協働活動推進員の任期満了に伴い、学校長から推薦があった者に推進員を委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第29号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第19。議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」。上天草市職員記章規程の一部を改正する訓令の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。専決第9号「上天草市職員記章規程の一部を改正する訓令の制定について」。上天草市職員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものです。令和5年3月17日専決、上天草市教育長名。規程の改正内容について説明します。議案書19ページの新旧対照表をご覧ください。本規程は、職員記章について定めるものですが、第2条の職員の定義について、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、地方公務員法の第28条の4から28条の6までが削除されることとなり、それに変わる規定として、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定が地方公務員法の第22条の4第3項に定められたことから、紐づけする規定を変更するものです。20ページをお開きください。改正の必要性については、地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものです。施行日は、令和5年4月1日です。なお、今回の規程の改正については、市長部局、市議会、監査委員、農業委員会等の関係機関の合同訓告として、令和5年3月17日に定めたことから、専決処分となりました。議案書18ページにお戻りください。地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に変更され、関係規定を整理する必要があることから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものです。これが、この議案を提出する理由です。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第30号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第20 議案第31号 上天草市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第20。議案第31号「上天草市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第31号「上天草市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」。上天草市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則を次のように定めることとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。上天草市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の条文は、上天草市教育委員会の所管に係る上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上天草市条例第16号）の施行について

は、上天草市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年上天草市規則第1号）の例によります。22ページの規則の概要をご覧ください。制定の必要性については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本市では「上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上天草市条例第16号）」を公布し、令和5年度から施行することとしています。個人情報の開示請求書、開示決定通知書等の様式等については、教育委員会や農業委員会、監査委員等の各実施機関において規則又は規程で定め、それぞれで運用することとなるため、上天草市教育委員会においても例規を整備する必要があります。なお、施行規則の制定にあたっては、開示請求者等の利便性を考慮し、上天草市として統一した様式等を行うことが効率的であると考えられることから、市長部局で制定する上天草市情報の保護に関する法律等施行規則を例として策定するものです。施行日は、令和5年4月1日です。議案書21ページにお戻りください。提案理由については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本市では「上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例」を公布し、令和5年度から施行することとしているが、個人情報の開示請求書、開示決定通知書等の様式等については、各実施機関の規則又は規程で定め、それぞれ運用することとなるため、上天草市教育委員会の例規を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

「ありません」という声あり

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第31号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議ありません」という声あり

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第21 議案第32号 上天草市教育委員会情報公開条例施行規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第21。議案第32号「上天草市教育委員会情報公開条例施行規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第32号「上天草市教育委員会情報公開条例施行規則の制定について」。上天草市教育委員会情報公開条例施行規則を次のように定めるものです。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。上天草市教育委員会情報公開条例施行規則の条文は、上天草市教育委員会の所管に係る上天草市情報公開条例（平成17年上天草市条例第3号）の施行については、上天草市情報公開条例施行規則（平成17年上天草市規則第3号）の例によります。24ページの規則の概要をご覧ください。上天草市情報公開条例の運用については、市長部局が規定する上天草市情報公開条例施行規則の例により実施してきたところですが、実施機関ごとに施行規則を制定し運用する必要があることから、今回、実施機関の一つである教育委員会においても制定する必要があります。なお、施行規則の制定にあたり、開示請求者等の利便性を考慮し、統一した様式等を行うことが有用であると考えられることから、これまでどおり、上天草市情報公開条例施行規則を基本として運用を行うこととします。施行日は、令和5年4月1日です。議案書23ページにお戻りください。提案理由については、上天草市情報公開条例における公文書の開示請求書、開示決定通知書等の様式等について、実施機関ごとに施行規則を定める必要があることから、実施機関の一つである上天草市教育委員会において

も整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第32号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第22 議案第33号 上天草市学校給食費補助金交付要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第22。議案第33号「上天草市学校給食費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第33号「上天草市学校給食費補助金交付要綱の制定について」。上天草市学校給食費補助金交付要綱を次のように制定することとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。上天草市学校給食費補助金交付要綱の内容については事前に資料を送付しておりますので、概略を説明します。第1条では、趣旨として物価高騰等が子育て世代へ影響を与えていることから、学校給食費の負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、学校給食費の一部を補助することを規定しています。第2条では、定義として、学校給食費や児童生徒、保護者、多子世帯等を説明しています。第3条では、補助金の交付対象者は、児童生徒の保護者とし、申請等は学校長が行うこととしています。第4条では、補助対象経費及び補助金額について規定しており、26ページの別表に詳細を記載しています。物価高騰対策支援として、全ての児童生徒に月額500円を、また、多子世帯支援として、市内の小中学校に在籍する児童生徒のうち第2子以降に該当する児童生徒に対しては、物価高騰分を減額した残りの給食費の2分の1額を補助します。第5条は申請関係、第6条は変更申請、第7条は実績報告について規定し、様式を27ページから29ページに添付しています。第8条には雑則を規定しています。31ページの概要をご覧ください。制定の必要性としましては、学校給食費は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担するとなっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響等による物価高騰が進み、学校給食費等の値上げが計画されるなど、子育て世代の家計に影響を与えているところです。そこで、本市では、保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を推進するため、全ての児童生徒に対する物価高騰に係る補助及び多子世帯に対する補助事業を実施することとし、補助事業の実施にあたり必要となる関係規定を制定するものです。施行日は、令和5年4月1日です。議案書の30ページにお戻りください。提案理由につきましては、物価高騰等により子育て世代の家計に影響を与えていることから、子育て支援を推進するため、保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図る支援を行うにあたり、関係規定を定める必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、

何か質疑はございませんか。

- 委員（岩崎宏保君） 保護者にとっては、とてもありがたい補助だと思います。令和5年度から施行されていくようですけれども、令和5年度以降、6年度、7年度とこれから先の見通しについて、現在教えていただけたところがあればお願いします。
- 学務課長（宮崎真司君） 今回の補助事業につきましては、11月に実施された市長選挙の公約に基づいて実施するものでございます。今回の補助事業は、確約とはいかないまでも、任期期間は助成を続けていく方向になるのではと思っております。この事業は一般財源になりますので、経費的な部分の検討を進めながら補助事業を拡充できるかどうかというところを、市議会の委員会において、ご意見をいただいておりますので、今後も検討を進めていくところで考えております。
- 委員（山下勝一君） 給食費が高騰して、ひと月当たり、概ね500円値上がりするという見込みで、500円を補助するということでしょうか。
- 学務課長（宮崎真司君） 11月くらいに学校に問い合わせをしたところ、令和4年度に龍ヶ岳小学校及び姫戸小学校は、200円ずつ値上げをしているということで、そのままとなっております。令和5年度には、登立小学校、上小学校、中北小学校、中南小学校、大矢野中学校、松島中学校、今津小学校が500円値上げする方向で計画をされておりましたので、検討した結果、500円を補助することとなりました。
- 委員（山下勝一君） 確かに、補助があるということは有難いことだと思いますが、食事に関しては、0のところから、2・3人いっしょにすれば何千円かかるところも出てきていて、地位間の格差について、もともと教育というのは、その辺の部分については、公平なものではないかということで、かなり色々な話が出てきているように思っております。市議会の中で、無償化ではないけれども、そのような議論というのは出なかったのですか。
- 教育部長（赤瀬耕作君） 市議会の質問の中で、今の質問と同じような形で、今後の拡充の部分ではどういう風に考えているかという話があったので、今回の答弁につきましては、市長公約に基づくもので、基本的に物価高騰分と多子世帯の分を補助するものと、話しております。全体的な予算も含めて検討する必要がありますので、今の状況では現事業の実施で考えております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第33号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第23 議案第34号 上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第23。議案第34号「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第34号「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定するものでございます。35ページの概要をお願いします。改正の必要性につきましては、上天草市組織改正により、令和5年4月1日から社会教育課に文化教育係を新設するため、係間の分掌事務を見直すもので、分掌事務の変更にあたり関係規定

を整備する必要があります。内容につきまして、33ページ、34ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第2項中「次」を「、次」に改め、同項の表中「生涯学習係」の次に「文化教育係」を追加します。第3条中「各課の係」を「前条第2項に規定する組織」に改め、同条の表、社会教育課生涯学習係の項第7号中「、図書館」を削り、「社会教育」を「集会」に改め、同項第8号中「公民館」の次に「その他集会施設」を加え、同項第9号から第14号までを削り、同項第15号から第18号までを6号ずつ繰上げ、同項の次に「文化教育係」の項を追加し、次の第1号から第7号を加えます。「第1号 文化施設の設置及び廃止に関すること。」、「第2号 本と歴史の交流館の管理運営に関すること。」、「第3号 市立図書館の管理運営に関すること。」、「第4号 歴史資料館の管理運営に関すること。」、「第5号 文化芸術の振興に関すること。」、「第6号 文化財に関すること。」、「第7号 市史に関すること。」。同条の表、社会教育課スポーツ推進係の項中第2号を削り、同項第6号中の「取得」及び「処分」を「設置」及び「廃止」にそれぞれ改め、同項第3号から12号までを1号ずつ繰上げます。附則といたしまして、この要綱は令和5年4月1日から施行することとします。提案理由といたしまして、上天草市組織改正により、令和5年4月1日から社会教育課に文化教育係を新設するため、係間の分掌事務を見直すもので、分掌事務の変更にあたり、上天草市教育委員会事務局組織規則を改正する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（藤田慶君） 文化教育係は市議会で決まったことでしょうか。市史編さん事業の業務が多いので、この係を新設されたということでしょうか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 文化教育係の新設につきましては、新大矢野図書館の管理運営を直営で行うため、係を新設するものです。
- 委員（辻本幸之助君） 改正前のスポーツ推進委員に関することを削られた理由はありますか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） このことにつきましては、第2号の各体育団体の育成及び支援に関することに含めることから、他の係と揃えた形としました。
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第34号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第24 議案第35号 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第24。議案第35号「上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宮崎真司君） 議案第35号「上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について説明します。議案書37ページの新旧対照表をご覧ください。第26条第1項、第2項、第4項に規定している「事務主任」を「事務主査」に改めます。また、(事務職員の標準的な職務内容)として、第26条の2 事務職員の校務運営への参画の促

進を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を別に定めるといふ条文を追加します。なお、別に定める規程は、次の議案にて提案しています。それから、別表第2の大矢野学校事務センターの連携校として記載されている「維和中学校」を削ります。38ページをお開きください。改正の理由については、平成29年4月に施行された学校教育法の改正により、事務職員の職務は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に見直され、事務職員が学校の組織における総務・財務に通ずる専門職として、学校の事務を一定の責任をもって処理し、より主体的、積極的に校務運営に参画することが求められるようになりました。このような状況の中、学校における働き方改革に資するため、事務職員の標準的な職務の明確化に係る関係規定の整備について、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長等から通知がされたことから、本通知に基づき、小・中学校管理規則に關係規定を整備するものです。また、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）で規定する市町村立学校に勤務する係長級事務職員の職名が令和5年4月1日から「事務主任」を「事務主査」に変更され、その他の關係規定も併せて整備するものです。施行日は、令和5年4月1日です。議案書36ページにお戻りください。提案理由については、学校教育法の改正により、市立小・中学校事務職員は、総務・財務の専門性を発揮して、校務運営により主体的及び積極的に参画できるよう職務の明確化を図る關係規定を整備するもの。また、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で規定する市町村立学校に勤務する係長級事務職員の職名が変更される等のその他關係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第25 議案第36号 上天草市小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第25。議案第36号「上天草市小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案第36号「上天草市立小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令の制定について」。上天草市立小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令を次のように定めることとします。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。上天草市立小・中学校事務職員の職務に関する規程の全部を改正する訓令について説明します。第1条では、上天草市立小・中学校管理規則（平成16年教育委員会規則第9号）第26条の2に規定する事務職員の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにする目的を規定しています。第2条では、事務職員の標準的な職務の内容を、別表第1に記載しています。別表第1は、区分を総務、財務、管財、事務全般の4つの区分に15の職務内容を示しています。

第3条では、事務職員が他の教職員と業務を分担し、その専門性を生かして積極的に連携し、参画する職務の内容を、別表第2に記載しています。第4条では、職務の遂行に係る留意事項として、学校規模や事務職員の職務段階等の配慮、他教員との適切な業務連携や分担、標準的職務に掲げていない職務の取扱い等を記載しています。42ページをお開きください。改正の理由については、平成29年4月に施行された学校教育法の改正により、事務職員の職務は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に見直され、事務職員が学校の組織における総務・財務に通ずる専門職として、学校の事務を一定の責任をもって処理し、より主体的、積極的に校務運営に参画することが求められるようになりました。このような状況の中、学校における働き方改革に資するため、事務職員の標準的な職務の明確化に係る関係規定の整備について、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長等から通知がされたことから、本通知に基づき、小・中学校管理規則に關係規定を整備するものです。施行日は、令和5年4月1日です。議案書36ページにお戻りください。提案理由については、学校教育法の改正により、市立小・中学校事務職員は、総務・財務の専門性を発揮して、校務運営により主体的及び積極的に参画できるよう職務の明確化を図る關係規定を整備するものです。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（岩崎宏保君） 財務の中の学校徴収金に関連して、給食費の公会計化について、今後予定があるのかなのか教えていただけますでしょうか。
- 学務課長（宮崎真司君） 学校給食費の公会計化は、県及び国から進めるようにという通知等はあっているところですが、本市の状況が、学校給食施設が10施設ありまして、それぞれの管理は学校でお願いしているところです。実際に公会計化をするにあたっては、システムの改修や、それにあたる職員の補充等が必要になってまいります。そういったことがまだ進んでおりませんので、今のところ見通しが立っていない状況であります。今後は、そういう諸問題を含めてシステムの改修費用がどれくらい掛かるのかといった情報収集を行いながら、今後、公会計化に向けて取り組みを進めていこうと考えております。しかしながら、具体的にいつまでというところまでは至っておりません。
- 委員（岩崎宏保君） 現時点では、予定はないということですね。
- 学務課長（宮崎真司君） はい、そうです。
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第36号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第26 議案第37号 令和5年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第26。議案第37号「令和5年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 教育審議員（谷上健作君） 議案第37号、令和5年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について。令和5年度の上天草市教育委員会の教育方針、努力目標及び努

力事項を次のとおり定めるものとする。令和5年3月20日提出、上天草市教育長名。報告資料の44ページをご覧ください。今年度の主な変更点をご説明いたします。なお、変更箇所には、下線を引いております。1点目が、中段の(2)の2つ目の確かな学力の育成になります。ICTを積極的に活用することを追記しております。現在、市の方でも整備を進めているICTの活用を、より明確にするために、今回、追記いたしました。2点目が、45ページになります。上段の2つ目の家庭・地域・学校の協働体制の充実。以前は、協力でしたが、今回、協働に変更しております。それぞれが、より当事者意識をもつために文科省等の文章でも、協働というようになっておりますので、それに合わせて、変更しております。3点目が、スポーツ活動及び学校部活動の地域移行に向けた環境整備を推進するという文言です。すでに、ご存じのとおり、中学校の部活動の地域移行に向けた準備等も始まりますので、このような文言に変更しております。以上の点を踏まえ、46ページでは、必要な個所を変更しております。また、1か所、順番の変更をしております。43ページにお戻りください。提案理由としては、令和5年度の上天草市教育委員会の各事業を実施するにあたり、その方針を定める必要があります。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第5号)第2条第1項第1号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

「ありません」という声あり

○教育長(高倉利孝君) それでは、お諮り致します。議案第37号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議ありません」という声あり

○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第27 議案第38号 上天草市人権教育・啓発基本計画の改定について

○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第27。議案第38号「上天草市人権教育・啓発基本計画の改定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長(小浦嘉彦君) 議案第38号「上天草市人権教育・啓発基本計画の改定について」をご説明いたします。上天草市人権教育・啓発基本計画を次のとおり改定するものでございます。内容につきましては、事前に委員の皆様へ資料をお送りしておりますので、概要を説明させていただきます。平成8年に制定された「人権擁護施策推進法」で人権教育・啓発に関する施策や、人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは国の責務であると明記され、平成12年には人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が制定されました。「人権教育・啓発推進法」では、第3条に基本理念、第5条に地方公共団体の責務等が規定され、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取り組みが求められることとなりました。この法律に基づき、国が平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、熊本県が平成16年に「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定、令和2年に第4次改定が行われました。天草地域においては、平成21年に「天草地域人権教育・啓発基本計画」を策定、その後、平成22年に各市町において、それぞれ「人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発に係る施策の充実を図ってきたところです。しかし、近年では、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長する表現の掲載、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による感染者やその家族、医療従事者への不適切な扱

いや誹謗中傷などの新たな問題も発生しています。こうした状況や計画策定から10年以上が経過していることなどを踏まえ、令和4年5月に天草地域の計画改定が行われたことから、今回、本市計画の改定を行うものです。49、50ページをお願いします。本計画の概要としましては、「第1章 基本計画の位置付け」、「第2章 基本理念」、「第3章 人権教育・啓発の効果的な推進」、「第4章 人権の重要課題についての取り組みの方向」、「第5章 推進体制等について」としているところです。47ページにお戻りください。提案理由といたしましては、平成22年10月に上天草市人権教育・啓発基本計画を策定し、人権教育及び啓発に関する各種施策を推進してきましたが、策定から年月が経過し、個別の人権課題を取り巻く社会環境が変化していることから、本計画を改定する必要があります。なお、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定するには、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○**委員（岩崎宏保君）** 1点目は、パブリックコメントをされたと思いますが、出された意見等があればお聞かせください。2点目は令和5年度人権教育指導員の確保の見通しについてお聞きします。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** パブリックコメントにつきましては、特に意見はありませんでした。人権教育指導員につきましては、今のところ応募が無く、現在さがしているところでございます。

○**委員（岩崎宏保君）** もし応募が無く、適した人がいない場合は、地域の人材育成も進めていかなければいけない。本年度は未配置でしたが、この指導員は、必ず置かなければいけないのでしょうか。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** 必ず置かなければならないということではありませんが、県の補助を活用していますので、できる限り配置をしたいと考えています。

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第38号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第28 諸報告

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第28。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「4月の行事予定について」の説明をお願いします。

○**教育審議員（谷上健作君）** 4月の行事予定についてご説明させていただきます。4月3日天草管内の辞令交付式が行われます。市内は、4日からになります。4日臨時市内校長会議で、市内の伝達式等を代表者参加で行う予定です。5日臨時市内教頭研修会。6日学校給食衛生管理研修会、特別支援教育補助員及び養護教諭説明会。また、事務センター長・グループ長の辞令交付等を行う予定です。10日市内小中学校の始業式。11日午前中が小学校の入学式、午後は中学校の入学式が開催されます。18日、今年度は全国学力・学習状況調査、中学校は英語が実施されます。20日定例の教育委員会議。21日中学校の起業家教育担当者会議。24日第1回生きる力推進会議。25日第1回児童会・生徒会担当者会。27日に第1回市内教頭・主幹教諭研修会を実施する予定です。以上です。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時50分